

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc

c以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

家屋調査にご協力を

令和4年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和5年度から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのものです。事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。調査は、家の中に入らせていただきます。調査は、家の中に入らせていただきます。調査は、家の中に入らせていただきます。

町税は納期限までに納めましょう

納期限までに税金を納めないこと、督促状が発送され、督促手数料や延滞金が増加されます。

督促状の発送後も納税がない場合

小牧税務署からのお知らせ

- 確定申告は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、自宅からパソコンがスマホ等で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)または郵送で提出してください。
- 多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマホがあれば、e-Tax(電子申告)を利用して申告書を提出できます。
- 令和4年分の確定申告会場は、「小牧勤労センター」です。
- 相談は、国税庁ホームページ掲載のチャットボットや電話による相談(確定申告電話相談センター)をご利用ください。

※ チャットボットは、AI(人工知能)を活用して自動で回答するウェブサービスです。国税庁ホームページからご利用ください。

確定申告会場



問合せ先 小牧税務署
☎ 0568-72-2111

は、法律により勤務先や取引先に対して調査を実施し、給与や預貯金の差押等の滞納処分を執行します。特別な事情で納期限までの納税が

困難な場合は、納期限を過ぎる前に相談してください。
問合せ先 税務課 ☎ 95-1114